

3月～5月は

母性保護月間です

母性とは・・もともと女性だけが持つ特有の機能のこと。

母性保護とは、その機能を、生理的にも身体的にも、労働の場において保護しましょうという措置のことです。

知って

女性の権利ノートや、リーフを活用して、まずは権利を学習しましょう。

※女性の権利ノート 2017年版・育メンノートご活用ください

知らせて

意外に知らない女性の権利。**3休（サンキュー）**女性の権利ノート
生休（せいきゅう）・連休・年休は権利だと、
職場の仲間に知らせよ～

職場を変えよう

「自分ばかり言いづらいなあ」は禁句！
皆で取れる職場の環境をつくっていきましょう。



2017年1月20日に厚生労働省より「労働時間の適正な把握のために、使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が策定・発出されました。使用者に、労働時間管理を義務付けています。学習して、大いに活用しましょう。

2/24(金) 日本医労連女性協は、厚生労働省に「母性保護と両立支援」で要請しました。
詳細は次号ニュースでお知らせします。Coming soon



各県の行動・サンバな取り組み、ニュースなどお寄せください

日本医労連女性協事務局（担当：中野・寺園・金子・八木沼） n-ask@irouren.or.jp